

いわて高等教育コンソーシアム（文部科学省戦略的大学連携支援事業）規程

（平成 20 年 12 月 16 日制定）

（趣旨）

第 1 条 この規程は、文部科学省戦略的大学連携支援事業「いわて高等教育コンソーシアムにおける地域の中核を担う人材育成と知の拠点形成の推進」を実施するにあたり必要ないわて高等教育コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）の組織、その他必要な事項を定める。

（組織）

第 2 条 コンソーシアムは、次の機関により組織する。

- 一 岩手大学
- 二 岩手県立大学
- 三 岩手医科大学
- 四 富士大学
- 五 盛岡大学

（理事会）

第 3 条 コンソーシアムの事業を統括するため、理事会を置く。

- 2 理事会に関する規則は、別に定める。

（運営委員会）

第 4 条 コンソーシアムの企画及び運営に関する事項を評価するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関する規則は、別に定める。

（プロジェクト委員会）

第 5 条 コンソーシアムの事業を実施するため、次に掲げるプロジェクト委員会を置く。

- 一 教育研究環境基盤整備等プロジェクト委員会
- 二 人材育成・地域文化拠点形成プロジェクト委員会
- 三 SD プロジェクト委員会
- 四 FD プロジェクト委員会
- 五 教育の国際化プロジェクト委員会
- 六 地域の活性化プロジェクト委員会
- 七 地域課題解決プロジェクト委員会

- 2 プロジェクト委員会に関する規則は、別に定める。

（評価委員会）

第 6 条 コンソーシアムの事業を評価及び提言するため、評価委員会を置く。

- 2 評価委員会に関する規則は、別に定める。

（コンソーシアム事務局）

第7条 コンソーシアムの構成校で組織する事務局を置く。

2 コンソーシアム事務局に関する規則は、別に定める。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、コンソーシアムに関し必要な事項は、理事会の議を経て定めるものとする。

附 則

この規則は、平成20年9月26日から施行する。